

生活介護事業「はーとさぼーと阿久和」

サービス利用契約書

_____ (以下「利用者」という。)と社会福祉法人

恵正福祉会(「事業所」という。)は、利用者が生活介護事業はーとさぼーと阿久和

(以下「施設」という。)の提供する障害福祉サービス等受け、それに対する利用

料金を事業者に支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)

を締結します。

[第1条](目的)

この契約は、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、事

業者が利用者に必要な生活上の介護及び生産活動等の提供を行うことを定

めます。

[第2条](期間)

1 この契約の契約期間は、 年 月 日から、 年 月 日

までとします。

2 この契約満了日の14日前までに、利用者から契約終了の意思表示がない

場合は、自動的に更新します。

なお、自動的に更新する場合において、事業者は、利用者に対し更新の意思を確認し、必要事項を「契約変更・更新合意書」の該当欄に記載のうえ、記名押印し、契約書末尾に添付します。

3 事業者は、契約期間満了日の1カ月前から14日前までに、利用者に契約更新を行うか否かの意思確認を行います

【第3条】(支援計画)

事業者は、常に利用者の課題と意向を把握し、ケース会議を開いて利用者の支援計画を作成します。この支援計画については、事業者が利用者に説明して同意を得たうえで作成することとし、利用者はいつでも支援計画についての説明を求め、意見を述べることができます。

【第4条】(サービス内容)

事業者は、前条に定める個別支援計画及び別紙「サービス重要事項説明書」に基づいて、利用者に次の内容のサービスを提供します。

1. 相談・助言
2. 生活活動
3. 生産活動
4. 日常生活の介護

5. レクリエーション^{ぎょうじ}行事

6. 健康管理^{けんこうかんり}

だい5じょう りようりょう [第5条](利用料)

- 1 利用者は、前条に定めるサービスに対して、市町村が定める生活介護サービス^{ひがくおよ じゅうよう じこうせつめいしょ}費額及び重要事項説明書に定める所定の利用者負担額^{しよてい りようしゃ ふたんがく じぎょうしゃ}を事業者^{じぎょうしゃ}に支払^{しはら}います。ただし、生活介護サービス^{せいにかつかいご}費額^{ひがく}については、事業者^{じぎょうしゃ}が市町村^{しちょうそん}から代理^{だいい}して受領^{じゅりょう}しますから、利用者^{りようしゃ}が直接^{ちよくせつ}支払^{しはら}う必要^{ひつよう}はありません。
- 2 利用者は、事業者^{じぎょうしゃ}が計算^{けいさん}して請求^{せいきゅう}した前項^{ぜんこう}の利用者負担額^{りようしゃ ふたんがく}について、当月^{とうげつぶん}分^{よくよくげつ}を翌々¹⁰月^か10日^{しはら}までに支払^{しはら}います。

だい6じょう せいさんかつどう こうちん [第6条](生産活動と工賃の支払い)

- 1 事業者^{じぎょうしゃ}は、第3号^{だい3ごう}に規定^{きてい}する支援計画^{しえん けいかく}において生産活動^{せいさんかつどう}の内容^{ないよう}を定め、利用者^{りようしゃ}に対して適切^{たい ときせつ}な支援^{しえん}を行^{おこな}います。
- 2 事業者^{じぎょうしゃ}は、生産事業^{せいさんじぎょう}収入^{しゅうにゆう}から、必要経費^{ひつようけいひ}を控除^{こうじょ}した額^{がく}に相当^{そうとう}する工賃^{こうちん}を利用者^{りようしゃ}に支払^{しはら}います（月末締め、翌月20日払い）。

だい7じょう じぎょうしゃ きほんてきぎ む [第7条]（事業者の基本的義務）

- 1（自立等の支援）事業者^{じぎょうしゃ}は、利用者^{りようしゃ}に対し、利用者^{りようしゃ}の自立^{じりつ}と社会経済活動^{しゃかいけいざいかつどう}への参加促進^{さんかそくしん}の観点^{かんてん}から、必要^{ひつよう}な訓練^{くんれん}及び職業^{しよくぎょう}の提供^{ていきょう}を行^{おこな}います。

2 (利用者の意思等の尊重) 事業者は、利用者の意思と人権を尊重し、常に利用者の立場にたつて、サービスを提供します。

[第8条] (事業者の具体的義務)

1 (安全配慮義務) 事業者は、サービスの提供にあつて、利用者の生命、身体、財産の安全、・確保に配慮します。

2 (説明義務) 事業者は、この契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して説明しなければなりません。

3 (守秘義務) 事業者及びサービス従事者は、この契約によるサービスを提供するにあつて知り得た利用者やその家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

4 (身体拘束の禁止) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束を行いません。

[第9条] (事故と損害賠償)

1 事業者は、サービスの提供によつて事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。

2 事業者は、サービスを提供するにあつて、事業者の責任と認められる事由によつて利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

だい10じょう けいやく しゅうりょうじゆう
[第10条] (契約の終了事由)

ほんけいやくしょ い か かくごう もと けいやく しゅうりょう しょう ばあい しゅうりょう
本契約書は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するもの
とします。

- りょうしゃ しぼう ばあい
1 利用者が死亡した場合
- じぎょうしゃ かいさんしれい う ばあい はさん ばあいたま え じゆう
2 事業者が解散指令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によ
り施設を閉鎖した場合
しせつ へい き ばあい
- しせつ めっしつ じゅうだい きそん ていきょう ふかのう ばあい
3 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- しせつ じぎょうしゃ してい と け ばあいたま してい じたい ばあい
4 施設が事業者の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- だい11じょう だい13じょう もと ほんけいやく かいやくまた かいじょ ばあい
5 第11条から第13条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- だい2じょう けいやくきかん まんりょう ばあい ただ まんりょうまえ けいやくこうしん てつづ
6 第2条の契約期間が満了した場合（但し満了前に契約更新の手続きがとら
れた場合は除く）
ばあい のぞ

だい11じょう りょうしゃ ちゅうとかいやくなど
[第11条] (利用者からの中途解約等)

- りょうしゃ ほんけいやく ゆうこうきかんちゅう ほんけいやく かいやく ばあい
1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合
には、利用者は契約終了を希望する日の30日前までに事業者に通知する
もの
とします。
りょうしゃ けいやくしゅうりょう きぼう ひ 30にちまえ じぎょうしゃ つうち
- りょうしゃ だい1こう つうち おこな しせつ たいきょ ばあい じぎょうしゃ
2 利用者が、第1項の通知を行わずに施設から退去した場合には、事業者が
りょうしゃ かいやく いし し ひ ほんけいやく かいやく
利用者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

だい12じょう (りようしゃ けいやくかいじょ)
[第12条] (利用者からの契約解除)

りようしゃ じぎょうしゃ もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を
利用者、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を
おこな ばあい ほんけいやく かいじょ
行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- じぎょうしゃ じゅうじしゃ せいとう りゆう ほんけいやく さだ しせつしえん
事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める施設支援
サービスを じっし ばあい
実施しない場合
- じぎょうしゃ じゅうじしゃ だい8じょう1こう 4こう さだ ぎょうむ いはん
事業者もしくはサービス従事者が第8条1項から4項に定める業務に違反し
ばあい
た場合
- じぎょうしゃ じゅうじしゃ こいまた かしつ りようしゃ せいめい・
事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の生命・
しんたい ざいぶつ しんよう きず ほんけいやく けいぞく じゅうだい
身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大
じじょう みと ばあい
な事情が認められる場合
- ほか りようしゃ りようしゃ せいめい しんたい ざいぶつ しんよう きず ばあい きず
他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つ
けるおそ ばあい じぎょうしゃ てきせつ たいおう ばあい
ける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

だい13じょう (じぎょうしゃ けいやくかいじょ)
[第13条] (事業者からの契約解除)

じぎょうしゃ りようしゃ れんたいほしょうにんなど い か じこう がいとう ばあい ほんけいやく
事業者は、利用者、連帯保証人等が以下の事項に該当する場合には、本契約
かいじょ
を解除することができます。

- りようしゃ れんたいほしょうにんなど だい5じょう さだ りようりょうきん しはら
利用者、連帯保証人等が、第5条に定めるサービス利用料金の支払いを
3 かげつじょうちえん 1かげつかん さいこく こい しはら ばあい
3カ月以上遅延し、1カ月間の催告にもかかわらず故意に支払わない場合
- りようしゃ れんたいほしょうにんなど ほか りようしゃ せいめい しんたい ざいぶつ しんよう きず
利用者、連帯保証人等が、他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つける

ことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

- 3 利用者、連帯保証人等が、故意又は重大な過失による事業者又はサービス従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

- 4 利用者が連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合又は現に連続して3ヶ月を超えて入院した場合

[第14条] (苦情解決)

- 1 利用者は、この契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。
- 2 利用者は、この契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることができますし、重要事項説明書に記載された都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

[第15条]

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は総合支援法その他諸法令の定めるところに伴い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

ぜんき けいやく しょう ほんしょにつうさくせい りようしゃ かぞく たちあい
前記の契約を証するため、本書二通作成し、利用者、家族または立会人、
じぎょうしゃ きめいなついん かく1つう ほゆう
事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

ねん がつ ひ
年 月 日

りようしゃじゅうしょ
利用者住所

し めい
氏 名

いん
印

だいにんにんじゅうしょ
代理人住所

し めい
氏 名

いん
印

りようしゃ ぞくがら
(利用者との続柄)

じぎょうしゃじゅうしょ
事業者住所

かながわけんよこはましせ や く あ く わ みなみ
神奈川県横浜市瀬谷区阿久和南 4-8-294

じぎょうしゃめい
事業者名

しゃかいふくしほうじん けいせいふくしかい あくわ
社会福祉法人 恵正福祉会 は一とさぼ一と阿久和

りぢちよう あいざわ りゅうじ
理事長 相澤 隆二 印